

事務連絡
令和5年5月2日

国民健康保険中央会 }
社会保険診療報酬支払基金 } 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の治療に際しての医薬品の
適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて（廃止）

新型コロナウイルス感染症の治療に際しての医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の治療に際しての医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて（依頼）」（令和2年4月9日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「令和2年事務連絡」という。）により示してきたところである。

その後、新型コロナウイルス感染症に対する治療法については、治療薬含め拡充され、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」も累次の改訂が行われるとともに、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更が示されたところである。

これらを踏まえ、令和5年5月8日以降、令和2年事務連絡は廃止することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、都道府県国民健康保険団体連合会及び支払基金の各都道府県事務局等に対し周知徹底を図られたい。なお、令和5年5月7日以前に治療開始している患者であって、治療を継続する必要がある場合については、令和5年5月31日まで従前の取扱いが可能である。

また、本事務連絡の写しを地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）、都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）宛て送付することを申し添える。

事 務 連 絡

令和2年4月9日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の治療に際しての医薬品の
適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払
基金あて連絡しましたので、参考までに送付いたします。



事務連絡
令和2年4月9日

国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の治療に際しての医薬品の
適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて(依頼)

新型コロナウイルス COVID-19 に対する治療法について、現時点において抗ウイルス薬による特異的な治療法はなく、既存の薬剤の適応外使用による治療が検討されています。

診療報酬請求に関する審査に当たり、新型コロナウイルス感染症の治療における薬剤の適応外使用については、診療報酬明細書の摘要欄に記載されている投与の理由(診療の手引き(※)、ガイドライン等における現時点での知見や治療上の有益性と危険性を考慮した上で慎重に使用の適否が判断されたことなど)等も参考に、個々の症例に応じて医学的に判断していただくようお願いいたしますので、都道府県国民健康保険団体連合会及び支払基金の都道府県支部に対し周知方よろしく願いいたします。

なお、本事務連絡の写しを地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)、都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)宛て送付することを申し添えます。

(※ 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版(令和2年3月17日)」では、現在検討されている薬剤について紹介されています。)